

## 旅館業を営もうとするみなさんへ

旅館業を営もうとする方は、保健所長の許可を受けてからなければ営業できません。

また、旅館・ホテル、簡易宿所及び下宿の施設は、**建築基準法**及び**消防法令**に適合していなければなりません。

### 1 手続きについて

- (1) **事前相談** 事前相談については、義務付けはありませんが、施設の構造設備には基準が定められています。このため工事着工前（建築確認申請時など）に保健所に相談していただくと工事後の修正はないか、最小限で済みます。

また、開業までのおおまかな日程の打ち合わせ及び提出書類の説明を行いますので、以降の作業が円滑に進みます。なお、相談の際は施設の平面図等をお持ちください。

- (2) **許可申請** 工事終了又は開業予定の10日ぐらい前に申請してください。
- (3) **検査** 施設が法令どおり完成しているか保健所職員が現地検査を行います。  
この時には、施設は開業時と同じ状態にしてください。
- (4) **許可指令書の交付** 検査が終了し、法令上問題がなければ許可指令書を交付します。  
検査から許可指令書の交付まで2～3日間ほど（閉庁日を除く。）かかります。
- (5) **開業** 許可指令書を受け取った日から営業できます。

### 2 旅館業とは

「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいい、それぞれの営業は次のとおりです。

- (1) **旅館・ホテル営業** 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいいます。
- (2) **簡易宿所営業** 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいいます。
- (3) **下宿営業** 施設を設け、1箇月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。

また、「宿泊」とは、寝具を使用して（1）から（3）までの施設を利用することをいいます。

### 3 許可の要件について

次の一つに該当する場合は許可されないことがあります。

- (1) 施設の構造設備が基準に適合していない場合。
- (2) 施設の設置場所が公衆衛生上不適当な場合。
- (3) 申請者が、旅館業法に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、3年を経過していない者などの場合。
- (4) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者や、暴力団員等がその事業活動を支配する場合
- (5) 施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にあり、学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

#### 4 営業施設の構造設備基準等について

営業者は、営業施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。

#### 5 水質検査について

営業施設内で使用する水が地下水などの場合は、事前に保健所等で水質検査を受けて「飲用に適する水」であることを確認してください。

#### 6 許可申請について

申請するに当たっては次のものがが必要です。

(1) 旅館業営業許可申請書

(2) 申請者の印

- (3) 申請手数料 旅館・ホテル営業 24,900円  
簡易宿所営業 21,100円 下宿営業 21,100円

(※申請手数料は、改定されることがあります。)

(4) 添付書類

ア 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

(「原本を謄写したものに相違ありません。」と付記し、謄写年月日、法人の名称及び代表者氏名を記載して代表者印を押印すること。)

イ 学校等の施設の位置を明示した当該許可申請に係る施設(以下「施設」という。)の設置場所の周囲100メートル以内の見取図(縮尺が記載されていること。)

ウ 施設及び施設に附属する工作物の配置図

エ 施設の構造設備を明らかにした各階平面図(縮尺が記載されていること。)

オ 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図

カ 玄関帳場等の構造設備の詳細図(受付、受付窓口及び受付台の構造並びに受付窓口の照明設備、玄関帳場である旨の表示及びかぎ保管設備の位置が明示された平面図及び立面図で、縮尺が記載されていること。)

**図面はA4版の大きさに折りたたんでください。**

キ **建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し**を提出してください。

(※申請時に検査が完了していないときは、検査済証交付後に提出してください。)

また、既存施設にあっては、建築当時と施設に変更がない場合は建築部局から当該施設に関する検査済証明書の交付を受けてその写しを提出してください。)

ク **消防法令の適合通知書の写し**を提出してください。

(※申請時に検査が完了していないときは、適合通知書交付後に提出してください。)

なお、下宿営業の許可申請については、オ及びカの図面を添付する必要はありません。

連絡先 北海道紋別保健所生活衛生課 主査(環境衛生)  
紋別市南が丘町1丁目6番地 TEL 0158-23-3108  
北海道紋別保健所遠軽支所 主査(生活衛生)  
紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27 TEL 0158-42-3108